

公共交通事故被害者等支援フォーラム

日 時：令和7年9月10日（水）13：00～15：30 （オンライン開催）

参加者：26名（タクシー事業者、バス事業者、その他）

内 容：〈講演1〉「被害者の立場から望むこと」

明石歩道橋事故ご遺族 下村 誠治 氏（国土交通省公共交通事故被害者支援アドバイザー）

〈講演2〉「ケーススタディーで学ぶ被害者支援の基本～交通事業者の責任と役割～」

一般社団法人日本産業カウンセラー協会中部支部社会貢献事業部プロジェクトリーダー 清水 達也 氏

〈情報提供〉「公共交通事故被害者支援の現状」

北陸信越運輸局交通政策部共生社会推進課長 渡邊 直美

目的：国土交通省では、平成24年4月に公共交通事故被害者支援室を設置し、公共交通事故により被害が遭われた方の支援に向けた取り組みを進めており、公共交通事業者の安全意識の向上や公共交通事業者による被害者等支援の意義等について、より一層理解を深めていただく目的の一環として、毎年本フォーラムを開催しています。

＜参加者の感想等＞（アンケートより抜粋）

- 被害者支援計画は策定しているが、事故発生に伴う被害者への対応といった経験がないのでこのようなセミナーは貴重だった。また事故を起こさない日頃からの安全運行徹底が必要であると感じた。
- 被害者への声掛け等、知っていないと声掛けすら間違いになってしまう可能性があるので、もしもに備えて少しずつ準備をしていきたいと思った。日常的な事故対応の中でも声掛けについて考えて対応しなければならない事として参考になった。講演内容を社内で共有しようと思った。

受講者用
国土交通省 北陸信越運輸局
令和7年度公共交通事故被害者等支援フォーラム
2025.9.10
ケース・スタディーで学ぶ被害者支援の基本
～交通事業者の責任と役割～

(一社)日本産業カウンセラー協会 中部支部 社会貢献事業部 プロジェクトリーダー ウエルネスアットワーク株式会社 代表取締役 清水達也

「被害者等支援計画」について
国土交通省

被害者等支援計画とは
被害者等が公共交通事故の発生直後から再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間における事業者の支援内容を事前に定めた計画
【意義・目的】
・経営トップ、職員等の意識の向上、体制・能力の充実・強化 ・被害者等支援の的確な実施 ・公共交通全般に対する利用者の信頼性の向上
【具体的な内容】
国土交通省がH25.3月に策定・公表した『公共交通事業者による被害者等支援計画作成ガイドライン』において示している
【留意点】
計画策定を義務づけるものではなく、事業者が自主的に策定